

京都市まちなみの美化推進事業団定款

第6章 委員会

(委員会)

第30条 理事長は、推進事業団事業の円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会において別に定める。